

(二) 委員の選舉並列解説

組合員の選舉はするものとす。

委員は取主會、小作人會及び各團體等議出の議員並列縣

(ハ) 委員會對委員會の選出式若

人數三名當六名もセ

委員の資格は選出議會の議員本又は委員會選出三名、小作

(ロ) 委員の資格並列選出議會

調判廳會の考課轉讓會並列選出議會

一派氣委員六名當四名平會の議員並列選出議會

組本副團體會議金錢開外其の議員並列轉讓會並列議會上家常耕人

金邊小作團體會も最幹もセ

小作會計員並列議會

(ト) 組幹の本部議會其の議員

法財團協調會福岡出張所

相間協調會福岡出張所

委員の任期は二ヶ年とし無報酬なり

(2) 決議方法

委員會の議決は委員の過半數の出席を要し出席者の過半數の同意を要するものとし賛否同數なる時は委員長之を裁決するものとす

(3) 決議事項

小作地の檢見及不作時に於ける小作料減免率の決定

(4) 決議の効力

委員會の決議は組合員を拘束し直ちに執行力を有す若し決議に對し不服を唱ふる時は所有地又は小作地一反に付金十圓を徵することになり居れり

八、小作委員會の事業

(1) 小作地の檢見及小作料一時的減額